

令和5年5月1日  
西都市商工観光課

西都市産業基盤維持・育成事業補助金【DX】の取り扱いについて

次に掲げる経費は補助の対象にしないものとする。

- 交付決定日よりも前に発生した（発注、購入、契約等）経費
- 事業期間終了後に納品、検収、支払い等を実施したもの
- 他の補助金等の対象となっている経費
- 汎用性が高く目的外使用になり得るものの購入費（パソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及び複合機など）
- 日常業務（電話代、通信費、事務用品購入費等）に係る経費
- 補助事業にかかる自社の人件費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 領収書等で支払いが証明できない経費
- 補助事業の実施による経費であることが判別できない経費
- その他補助金の目的に沿わないと認められる経費